

【広島県県費預託融資制度】

原油価格・物価高騰等の影響を受ける中小企業者等に対する金融支援の概要

～ 緊急経営基盤強化資金・借換資金の融資対象を拡充しました。～

制度名	緊急経営基盤強化資金	借換資金
融資対象	<p>〔既存の要件〕 最近3か月の平均売上高が、前年同期に比べて5%以上減少していること 等 〔ウクライナ情勢に係る要件の追加【令和4年3月】〕 ウクライナ情勢の変化の影響により、最近1か月（※1）の売上高が前年同期に比べて10%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が前年同期に比べて5%以上減少することが見込まれるが、中長期的にはその業況が回復する見込みがある者</p> <p><u>原油価格・物価高騰等に係る要件の追加【今回】</u> 原油価格・物価高騰等の影響により、最近1か月（※1）の売上高又は売上総利益額（粗利益）が前年同期に比べて10%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高又は売上総利益額（粗利益）が前年同期に比べて5%以上減少することが見込まれるが、中長期的にはその業況が回復する見込みがある者</p>	
資金用途	運転	借換（※2） （新規の運転を含む）
融資限度額	4,000万円	8,000万円 （うち新規運転資金4,000万円）
融資（据置）期間	10年（1年）	
貸出利率	信用保証付き 3年以内0.8% 5年以内1.0% 10年以内1.2% （信用保証なしの場合は+0.3%）	信用保証付き 3年以内0.8% 5年以内1.0% 10年以内1.2%
信用保証	原則として信用保証付き 料率B適用 （保証料率：0.4%～1.23%）	全て信用保証付き 料率B適用 （保証料率：0.4%～1.23%）
担保・保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。 （信用保証付きの場合、原則として、法人の代表者を除き保証人は不要）	
取扱金融機関	商工組合中央金庫、広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行、鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行、りそな銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、信用組合広島商銀、朝銀西信用組合、笠岡信用組合	
申込方法	御利用にあたっては、取扱金融機関に申し込んでください。	
取扱期間	令和4年6月17日～令和5年3月31日まで	

※1 最近1か月とは、直近3か月以内の1か月間を指します。

※2 借換の対象とする既往借入に、広島県県費預託融資制度による借入（信用保証付き）が含まれるものに限りです。

■お問い合わせ

広島県商工労働局 経営革新課 (TEL) 082-513-3321